

『土砂災害警戒区域等』の指定のための 現地調査 が行われました

空知総合振興局 札幌建設管理部 滝川出張所 Tel 22-3434 または防災対策係 Tel 54-2121

がけ崩れや土石流、地すべりが発生するおそれのある区域についてはこれまで、砂川市洪水ハザードマップなどでお知らせしていますが、北海道では、これらの区域について現地調査を行い、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発の制限による住宅などの新規立地を抑制するために、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。このたび、北海道による現地調査が終了し、新たに土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定される予定です。

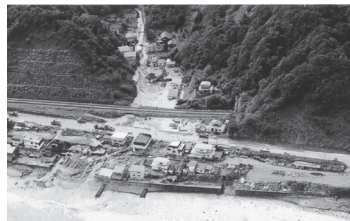
◎こんなところが指定されます◎

がけ崩れ



水分を多く含んだ急斜面が突然崩れ落ちる現象です。地震で起こることもあり、速いスピードと大きな破壊力を持っています。

土石流

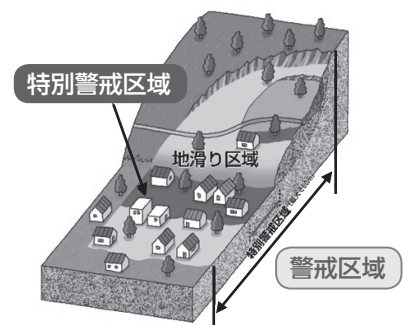
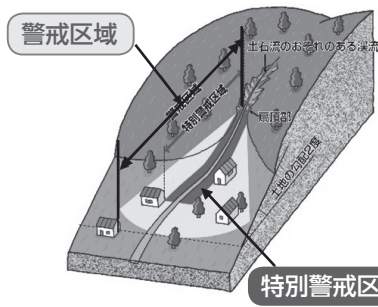
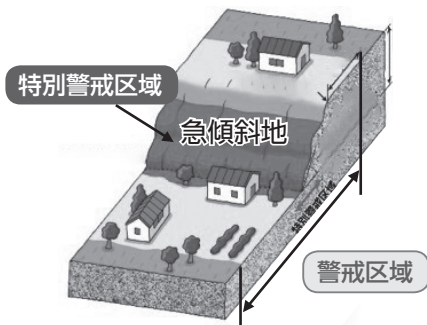


谷や斜面にたまった土砂が、雨や川の水とともに一気に流れ出す現象です。スピードが速く、破壊力も大きいです。

地すべり



やや傾斜のゆるい斜面が、地下水などの影響により広い範囲にわたって塊のまま動く現象です。



土砂災害警戒区域等の指定について

土砂災害が発生したときの規模などに応じて、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の2種類があります。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

◎警戒避難体制の整備【市町村など】

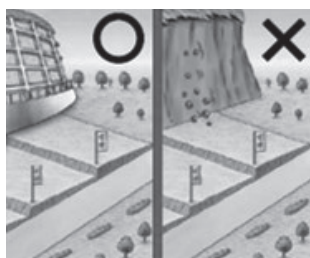
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。



土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

◎特定の開発行為に対する許可制【北海道】

住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。



◎建築物の構造規制【北海道または市町村など】

居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃などに対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。





現地調査の結果

: 警戒区域 (イエローゾーン)

: 特別警戒区域 (レッドゾーン)

	分類	箇所名		分類	箇所名
1	がけ崩れ	砂川北吉野町①	18	土石流	南出の沢川
2	がけ崩れ	砂川北吉野町②	19	土石流	右7の沢川
3	がけ崩れ	砂川北吉野町③	20	土石流	宮城右1号の沢川
4	がけ崩れ	砂川南吉野町①	21	土石流	小室の沢川
5	がけ崩れ	砂川南吉野町②	22	土石流	小林の沢川
6	がけ崩れ	砂川吉野1条北2丁目	23	土石流	病院の沢川
7	がけ崩れ	砂川吉野1条南3丁目	24	土石流	長尾の沢川
8	がけ崩れ	砂川吉野2条北1丁目	25	土石流	右1の沢川
9	がけ崩れ	砂川吉野4条南3丁目	26	土石流	田中の沢川
10	がけ崩れ	砂川吉野4条南8丁目	27	土石流	右2の沢川
11	がけ崩れ	砂川宮城の沢①	28	土石流	宿村上の沢川
12	がけ崩れ	砂川晴見1条北5丁目	29	土石流	左2の沢川
13	がけ崩れ	砂川西1条北15丁目	30	土石流	左の沢川
14	がけ崩れ	砂川西4条北16丁目①	31	土石流	一の沢川
15	がけ崩れ	砂川西4条北16丁目②	32	土石流	左3の沢川
16	がけ崩れ	砂川西4条北18丁目	33	地すべり	石山
17	がけ崩れ	歌志内文珠②	34	地すべり	住吉2の沢

今後のスケジュール

①指定予定箇所の閲覧

詳しい位置などは市ホームページまたは、市役所防災対策係にある図面で確認できます。

【閲覧および意見照会期限】

11月30日(月)まで

(防災対策係にお越しの場合は平日の8:30～17:15)



②土砂災害警戒区域等の指定を告示(北海道)



③土砂災害警戒区域等の指定

調査結果に対するご意見などは、北海道と協議を行う際の参考とします。ご意見には「住所」、「氏名」、「連絡先」を添え、メールやFAXなどでお寄せください。

【メール送付先アドレス】

空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所治水担当：satsudoboku.takikawa1@pref.hokkaido.lg.jp

市役所防災対策係：bosai@city.sunagawa.lg.jp

【FAX】空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所治水担当：22-3436、市役所：54-2568 (防災対策係あて)



～よくある質問～



Q1 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定されるとどうなるの？

土砂災害警戒区域に指定されると、市町村は地域防災計画において①土砂災害に関する情報の収集および伝達、②予報または警報の発令および伝達、③救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定めることとなります。また、不動産取引において、宅地建物取引士は土砂災害警戒区域である旨を記載した重要事項説明書を交付し、説明を行わなければなりません。

Q2 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されるとどうなるの？

土砂災害特別警戒区域に指定されると、特定開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われます。

Q3 すでに建っている建物は、指定後に規制を受けるの？

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の中では建築物の構造規制が行われますが、既存の建物は直ちに構造規制を受けることはありません。新築または改築する場合の建築確認申請時に構造補強の建築確認が必要になります。